

くみあいニュース

第12号

◆ ご挨拶

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

おかげさまで今年度も市助成金、国の補助金も当初要望どおりの交付が決定され、それに合わせた調査設計業務、工事の発注業務も完了して本格的に事業は進んでいます。

今年の秋頃には地区内の建築工事も始まる予定で、今後地区内工事は組合発注の土木工事はもとより、現在も施工中の豊田市発注の共同溝工事、上水道工事、下水道工事、東邦ガス発注のガス管布設工事などに加え、新たに建築工事業者も出入りすることになり、かなり沢山の業者が地区内で工事を行うこととなります。引き続き関係機関にも協力を要請しながら安全面には今まで以上に十分配慮して工事を推進していきたいと考えています。

建物の完成を迎える来年度には街の完成する姿をさらに実感できるようになってくると思います。事業の完成に向けて残された課題を解決しながら引き続き努力していきますので、引き続きご協力の程、よろしくお願い致します。

理事長 梅村 利幸

—今後の予定—

- 7月 7日 (土) 第12回総代会
- 10日 (火) 第80回三役会
- 18日 (水) 第81回三役会
- 24日 (火) 第48回役員会
- 8月 7日 (火) 第82回三役会
- 21日 (火) 第83回三役会
- 28日 (火) 第49回役員会
- 9月 三役会 (2回)
役員会

※8月11日(土)～8月19日(日)まで組合事務所は夏季休暇になります。ご了承下さい。



◆ 新しい総代が決定しました

土地の売却や相続などで総代の欠員が6名になった為、定款第60条に基づき、総代補欠選挙を4月21日（土）に行う予定をしていましたが、立候補者が欠員と同数の6名だった為、選挙は行わず立候補者6名が新しい総代となりました。

次回7月開催の総代会から新しい総代の方々も審議に加わります。

新しく総代になられた方々は以下のとおりです。

磯谷 哲也さん、今井 鋭真さん、後藤美由喜さん

杉山 久則さん、福岡 正紀さん、三岡 英隆さん（五十音順）



◆ 杉浦弘高理事が区画整理の公益法人、県、市連合会の要職に就任

当組合の理事である杉浦弘高豊田市議会議員が、「（公益社団法人）街づくり区画整理協会」副会長、「愛知県土地区画整理組合連合会」会長、「豊田市土地区画整理組合連合会」会長という要職に就かれました。

（公益社団法人）街づくり区画整理協会は、社団法人日本土地区画整理協会と全国土地区画整理組合連合会が平成17年5月に統合されて発足した法人で、公共団体や区画整理組合などが会員となっており、区画整理に関する調査・研究、知識・技術の普及・向上、啓発宣伝等のための諸事業を行う組織です。

（公益社団法人）街づくり区画整理協会の副会長として国土交通省都市局などの行政機関や国政の中心の方々との協議・陳情など全国の区画整理事業推進に大きく貢献していくこととなります。

全国的な活躍とともに四郷の区画整理事業に対しても、力強く事業を引っ張っていただけるものと思っております。



杉浦弘高理事

◆ 駅前トイレの供用開始について

建築工事は完了していたものの、下水道管布設工事が継続中だったため、今まで利用することができなかった四郷駅前トイレにつきましては、ようやく下水道管布設工事が完了し、7月末頃から使用できるようになります。駐輪場に続いてトイレも供用が開始されることにより、駅前広場もいよいよ完成を迎えることとなります。



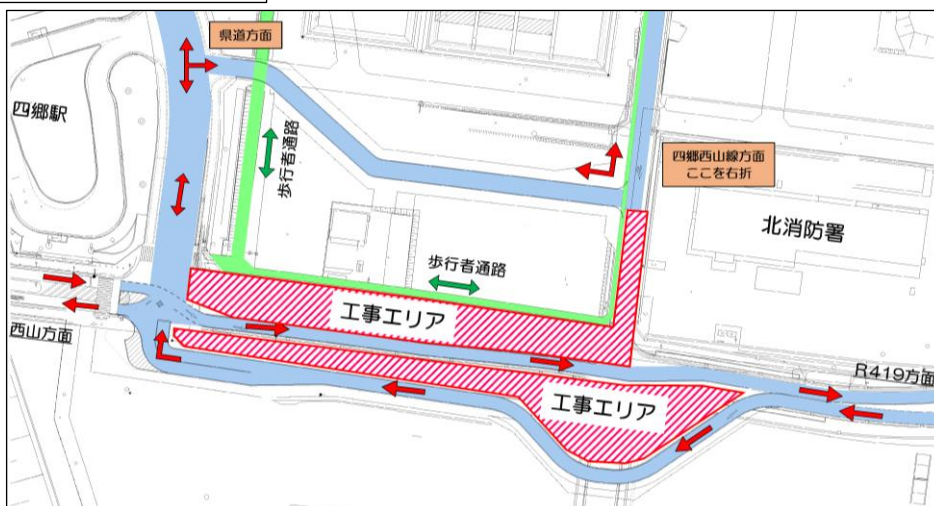
7月末から供用開始される駅前のトイレ

◆ 工事による道路の規制等

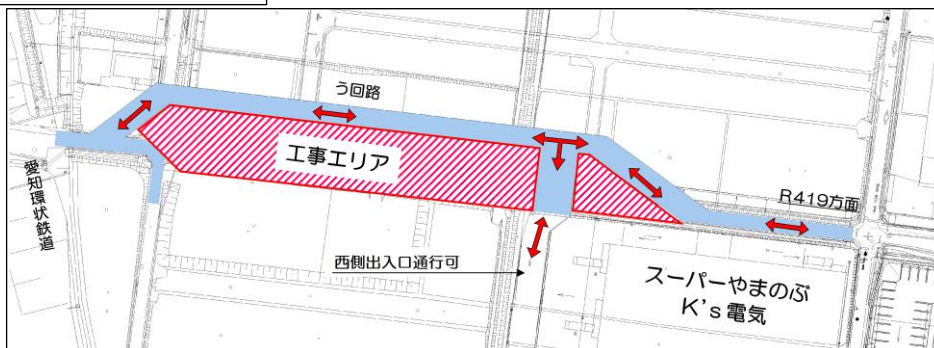
現在予定されている工事による道路の規制等についてお知らせします。



① 四郷西山線の規制



② 四郷農協線の規制



- ① 四郷西山線は規制中です。
- ② 市道（四郷農協線）の、う回路が完成し規制中です。（出入り口にご注意ください。）
- ③ 市道（上原森前線）の一部は現在通行止めです。郵便局へは南側からアクセス可能です。ご迷惑をおかけいたしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

◆ 現在の工事の状況（1）

-撮影箇所-

① 区画道路6-19号（路盤完了）



② 区画道路9.5-1号（路盤完了）



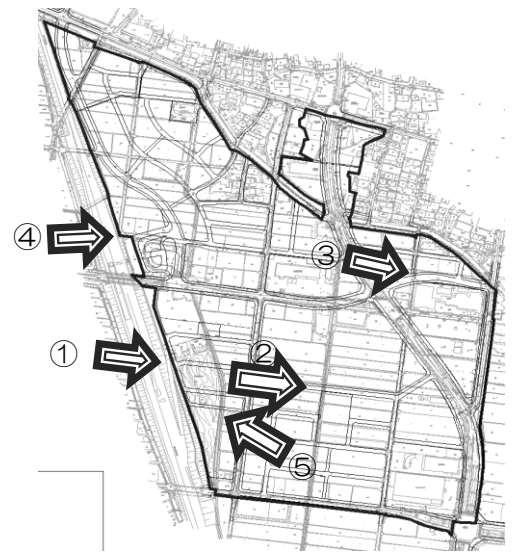
③ 区画道路14-3号



④ 供用開始された駅前駐輪場

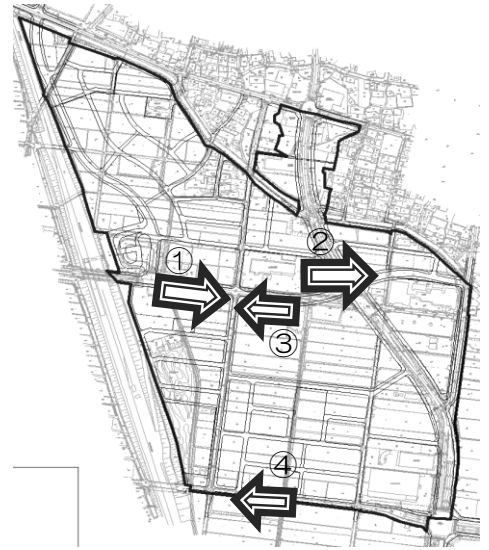


⑤ 宅盤整地完了（22街区）



◆ 現在の工事の状況 (2)

① 区画道路18-1号 (北消防署前)



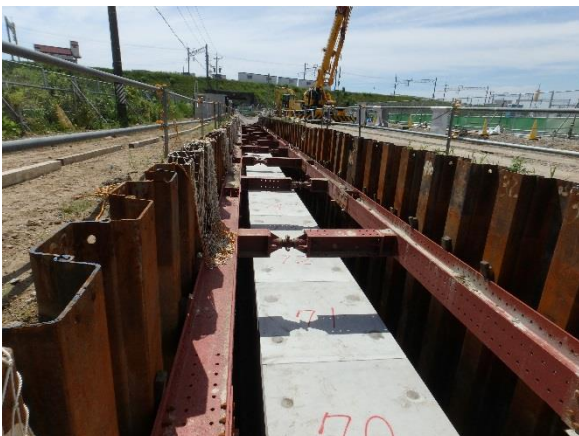
② 区画道路14-3 (路盤完了)



③ 区画道路18-1 (整備状況)



④ 放流管掘据付完了



⑤ 掘進機

雨水管を入れるためにトンネルを掘る機械です。



◆ 各種証明書の発行について

仮換地の証明書や仮換地の底地証明などが必要な方は、組合事務所にて証明書を発行いたしますので、お申し出ください。事前にご連絡いただけますとスムーズに発行できます。（有料になります。）



◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動を生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- 地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- 住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）



平成30年7月2日 第12号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸 編集責任者：滝野 真道（事務局長）

